

令和7年度～

中之条町不妊治療等助成事業のご案内



♡ 助成対象となる不妊治療費

- 医師が不妊治療であると認めた一般不妊治療、特定不妊治療および不育治療費（検査費用を含む）
※申請にかかわる文書作成料は、助成対象に含めることはできません

♡ 助成を受けるための要件

- 医師の判断を受けて不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦
- 申請日の1年以上前から中之条町に住所を有する夫婦
- 医療保険各法の被保険者又は被扶養者である夫婦
- 同一世帯員が町税等の滞納をしていない夫婦
- 町内に居住し、子どもを育てることを望む夫婦

♡ 助成内容

- 助成対象額は、不妊治療費の夫婦の自己負担額で年度内の上限が180万円(千円未満切り捨て)です
- 申請年数（回数）の制限はありません

♡ 申請期間

- 申請年度（4月1日～翌年3月31日）に受けた不妊治療は、原則としてその年度内に申請してください。やむを得ない理由で申請期限を過ぎてしまう場合は、あらかじめ保健センターまでご連絡ください。

♡ 医療機関

- 医療機関の指定はありません

♡ 申請方法

- 下記の書類等を準備の上、中之条町保健センターもしくは六合支所へ申請してください
申請書類は町のホームページからもダウンロードできます

- ①申請書(様式第1号) ※申請書の口座は申請者の口座に限ります
- ②受診証明書(様式第2号) ※文書作成手数料は、医療機関規定の費用が必要です
- ③不妊治療を行った際の領収書
- ④医療保険証又は保険者から交付された資格確認書、電子資格確認書等の写し

♡ 助成金の交付方法

- 助成が承認された場合、申請者に通知するとともに申請書記載の口座に助成金を振り込みます
※要件に該当しないなど助成金を交付できない場合も通知いたします

♡ 問い合わせ先

- 中之条町保健センター 0279(75)8833（直通）
- 六合支所 0279(95)3111